

和光市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

和光市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

和光市議会会議規則の一部を改正する規則

和光市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(欠席の届出) 第2条(略) <u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u>	(欠席の届出) 第2条(略)
(欠席の届出) 第91条(略) <u>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に届け出ることができる。</u>	(欠席の届出) 第91条(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成27年6月23日提出

和光市議会議長 齊藤 克己 様

提出者 和光市議会議員

賛成者 和光市議会議員

提 案 理 由

地方議会における男女共同参画を考慮した議会活動を促進するための標準市議会会議規則の一部改正に伴い、関係する規定を改正したいので、地方自治法第120条及び和光市議会会議規則第14条の規定により、この案を提出するものである。

議案第	号	和光市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて
担	当	議事課
<p>【目的】</p> <p>全国市議会議長会から標準市議会会議規則について、近年の男女共同参画の状況にかんがみ、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、標準市議会会議規則中、会議への欠席に関する規定（第2条）及び委員会の欠席に関する規定（同規則第91条）の一部改正を受け、和光市議会会議規則の一部を改正するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>改正の要点及び施行日は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none">改正の要点 本会議及び委員会の欠席の届出に、出産のため出席できないときの規定を追加します。（第2条及び第91条関係）施行日 公布の日から施行します。		